

2019年度 矢板市地場産業PR促進補助金募集要領

矢板市では、市内中小企業等の販路開拓・拡大、販売促進を支援するため、市内中小企業者及び市内中小企業団体が展示会や見本市に出展する際に要する経費の一部を補助します。

1 補助対象経費

市外で開催される展示会、見本市等の出展に要する経費のうち、会場使用料、装飾料、備品借上料、出展品の運送料、会場内で配布するパンフレット等の印刷製本費が対象となります。

2 補助率及び補助金額

補助対象経費の3分の2以内（上限20万円）

3 補助対象者（応募者）の要件

市内中小企業者（※1）及び市内中小企業団体（※2）。

※1 市内中小企業者の要件

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（※）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する会社、個人。

ア 市内に本店（個人事業主にあつては主たる事務所。）を有し、
商業登記（個人事業主にあつては住民登録。）を行っていること。

イ 市内において1年以上同一事業を営んでいること。

※中小企業者の定義は以下のとおりです。

	製造業その他	卸売業	小売業	サービス業
資本金 総額	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下
従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

※2 市内中小企業団体の要件

次のいずれかに該当する団体。

ア 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

1) 市内に主たる事務所を有していること。

2) 市税を完納していること。

イ 市内で活動する団体で市長が実施主体として適当と認めるもの

※イへの該当の有無については、商工観光課にお問い合わせください。

4 補助対象者数（募集枠）

2件の採択を予定しています。募集については、募集期間中随時行いますが、採択件数になり次第募集を終了させていただきます。

※本補助金の利用は、同一年度内において1企業等につき1回に限ります。

5 補助対象者の選定方法

提出された「矢板市地場産業PR促進補助金利用申込書」に基づいて、下記の選考基準により書面審査を行います。なお、必要に応じて面接を行うこともあります。

上記の審査を経てもなお募集枠を超える場合は、抽選を行います。

※選考基準

次に掲げる項目により総合的に判断します。

- 1 出展する製品は、市内で生産されたものであること
- 2 販路の拡大及び新規需要の開拓に結びつくと思われること

6 スケジュール

募集期間	2019年4月1日（月）～2020年2月21日（金）
審査	随時
結果通知	申込受付から2週間以内

7 申込方法

「矢板市地場産業PR促進補助金利用申込書」に必要事項を記入し、商工観光課に持参いただくか、郵送してください。

※「矢板市地場産業PR促進補助金利用申込書」は商工観光課で配布します。

また、ホームページからダウンロードもできますのでご利用ください。

<http://www.city.yaita.tochigi.jp/soshiki/syoukou/jibasangyou.html>

【申込・問い合わせ】

矢板市経済建設部商工観光課

〒329-2192 矢板市本町5番4号

電話：0287-43-6211

ファクス：0287-44-3324

メール：syokou@city.yaita.tochigi.jp